

E i w a N e w s

裁判員制度の運用が始まりました。

平成 21 年 8 月
(No. 049)

平成 21 年 5 月 21 日から「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が施行され、今月 3 日より東京地方裁判所で行われている裁判から裁判員制度の運用が始まりました。

そこで、今回は裁判員制度について簡単にご紹介いたします。

〔1〕 裁判員制度

裁判員制度とは、一般の方が裁判員として刑事裁判に参加し、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決める制度です。

〔2〕 なぜ、裁判員制度が導入されたのか

これまでの刑事裁判は、検察官や弁護士・裁判官という法律の専門家が中心となって行われてきたため、一般の方にとって判決の主旨がわかりにくいものであったり、判決までに何年も時間を必要とすることもあったため、刑事裁判に対し「近寄りがたい」という印象を抱せるものでした。

そこで、裁判官と国民から選ばれた裁判員が、それぞれの知識経験を生かしつつ審議に加わることで、より一般の方に理解しやすい裁判を実現することを目的に裁判員制度が導入されました。

〔3〕 裁判員制度の対象となる事件

裁判員制度の対象は、主に人の生命を脅かす重罪事件が対象となり、代表的な例は次のとおりです。

1. 人を殺した場合（殺人又は傷害致死）
2. 強盗が、人にけがをさせた又は死亡させてしまった場合（強盗致死傷）
3. 泥酔した状態で、自動車を運転して人をひき、死亡させてしまった場合（危険運転致死）
4. 人の住む家に放火した場合（現住建造物等放火）
5. 身の代金を取る目的で、人を誘拐した場合（身の代金目的誘拐）
6. 子供に食事を与えず、放置したため死亡してしまった場合（保護責任者遺棄致死）

〔4〕 裁判員の選任

裁判員選任までの簡単な流れは、次のとおりです。

1. 毎年 11 月頃に、裁判所が選挙権のある方の中から翌年の裁判員候補者を選び、裁判員候補者名簿が作られます。

※この名簿に載った方には、裁判所から翌年の裁判員候補者に選ばれた旨の通知が来ます。

2. 裁判員制度の対象となる事件が開始する 6～8 週間前に、裁判員候補者名簿の中から更に、当該事件の裁判員候補者となる方が選ばれ、裁判所に出頭する日時等の通知が来ます。
3. 2.で通知された日に裁判所に出頭した裁判員候補者の中から最終的な裁判員を選ぶための手続が行われます。
4. 正式な裁判員として裁判に参加することになります。

〔5〕仕事を理由に裁判員を辞退できるか

仕事があるというだけの理由では、辞退はできないことになっています。

しかし、とても重要な仕事があり、ご自身が処理しなければ事業に著しい損害が生じる場合や、裁判員になることによりご自身や周りの方に経済上の重大な損害が生じる場合には、辞退が認められることになっています。

ただし、実際に仕事を理由とする辞退が認められるかどうかは、事件を担当する裁判所が判断することになります。

次のような観点から、総合的に判断されます。

1. 裁判員として職務に従事する期間
2. 事業所の規模
3. 担当する仕事について他に代われる人がいない
4. 予定される仕事の日時を変更できない
5. 裁判員として参加することにより、職場に損害が生じる

以上、裁判員制度の主な内容をご紹介させていただきました。

裁判員制度は、これまで国民が参加する機会がなかった刑事裁判に参加できるようになったという大きな改革であるため、より一般の方が参加しやすい裁判制度になるようにこれからの運用が注目されます。

ご不明な点等がありましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願いたします。

厳しい暑さや雷雨などの日が続いております。

どうぞご自愛くださいますよう、お祈り申し上げます。